

健康保険のしおり

2023年度

健康保険組合のホームページ

健康保険に関する詳細や手続方法をはじめ、保健事業のご案内、申請書類のダウンロードができます。



<https://forumeng-kenpo.jp/>

保険証カード取扱いについて

- 家族も含めて、1人1枚交付します。本人のみ使用可能です。
- 被扶養者に異動があったときは、速やかに届出や申請をしてください。
- 不正に使用した場合は刑法により罰せられます。
- 万一、紛失・盗難にあった場合には、速やかに届け出てください。

フォーラムエンジニアリング健康保険組合

〒107-0062 東京都港区南青山2-24-11フォーラムビルディング11階
TEL 03-5413-5180 FAX 03-5413-5181

法定給付

病気・ケガをしたとき

<p>療養の給付 (被扶養者は 家族療養費)</p>	<p>病気やケガをしたとき、医療機関等の窓口で保険証を提出すると、かかった医療費の一部を自己負担するだけで必要な治療を受けることができます。</p> <p>【自己負担割合】 医療費の3割(未就学児は2割)を自己負担します。 70歳以上は原則として医療費の2割、現役並み所得者(単身世帯で年収383万円、夫婦世帯で520万円未満である場合を除く標準報酬月額が28万円以上の方)は3割を自己負担します。</p>
<p>入院時 食事療養費 (被扶養者は 家族療養費)</p>	<p>入院時の食事について自己負担額(食事療養標準負担額)を除いた分が給付されます。</p>
<p>入院時 生活療養費 (被扶養者は 家族療養費)</p>	<p>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費、居住費について自己負担額(生活療養標準負担額)を除いた分が給付されます。</p>
<p>訪問看護 療養費 (被扶養者は家族 訪問看護療養費)</p>	<p>在宅の末期がん患者や難病患者などが居宅で看護師などの療養上の世話や診療補助を必要とするとき、自己負担額を除いた分が支給されます(介護保険受給者除く)。</p>
<p>高額療養費 (被扶養者は 家族高額療養費)</p>	<p>医療費の自己負担額が診療(または調剤)報酬明細書各1件につき、自己負担限度額を超えた額が支給されます(入院時の差額ベッドや食事の自己負担額など保険外診療分は対象外です)。 事前の申請により交付された限度額適用認定証を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。</p>

高額療養費
(被扶養者は
家族高額療養費)

【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得区分 (標準報酬月額)	適用 区分	自己負担限度額
83万円以上	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
53万円~79万円	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
28万円~50万円	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
26万円以下	エ	57,600円
低所得者(住民税非課税者)	オ	35,400円

【高齢受給者証をお持ちの70歳以上の方】

自己負担限度額等、所得区分に応じて異なります。

【特定疾病療養受療証をお持ちの方】

長期疾病療養受療者で腎透析患者や血友病患者の方は自己負担限度額が10,000円(人工透析を要している70歳未満の上位所得者は20,000円)。

合算高額療養費

同一月に同一世帯でそれぞれ21,000円以上になった場合、これらを合算して自己負担限度額を超えたときに支給されます。また同一人が同一月に2つ以上の医療機関にかかり、それぞれ21,000円以上になった場合も同様です。

高額介護合算療養費

世帯内の同一の医療保険(健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合等)の加入者の方について、1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計(合算額)が基準額を超えた場合に支給されます。

療養費
(被扶養者は
第二家族療養費)

緊急その他、やむを得ない事情で保険診療がうけられなかった場合や装具等を作製した場合に法令等により定められた額に基づき計算した額から自己負担すべき額を差し引いた額が支給されます。

移送費 <small>(被扶養者は家族移送費)</small>	病気やケガにより歩行することが著しく困難な患者が、入院や転院治療をしなければならないとき、医師がその必要性を認めた場合は、移送にかかった費用が支給されます。
傷病手当金	業務外の事由による病気やケガのため会社を休み、給料をもらえないとき、連続した3日の待期間の後4日目から1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。 <small>※支給開始から通算して1年6ヵ月までの支給条件を満たした期間について支給されます。</small>

出産をしたとき

出産育児一時金 <small>(被扶養者は家族出産育児一時金)</small>	1児につき 500,000円 が支給されます。ただし、産科医療補償制度加算対象出産でない場合（海外での出産を含む）は、488,000円が支給されます。 <small>※妊娠4ヵ月以上の分娩であれば、生産に限らず、死産・流産・早産のいずれかを問わず、支給をうけることができます。</small>
出産手当金	出産のため会社を休み、給料をもらえないときには、産前42日（多胎妊娠の場合は98日）産後56日の計98日間（多胎妊娠の場合は154日間）の期間内（分娩が予定日より遅れた場合はその期間も含む）で1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。

死亡したとき

埋葬料(費) <small>(被扶養者は家族埋葬料)</small>	死亡した方を家族が埋葬したときは 50,000円 が支給されます。なお、死亡した方に家族がいない場合は、実際に埋葬を行った人（友人など）に対し、50,000円の範囲内で実際に埋葬にかかった費用が支給されます。
--	---

退職したとき

傷病手当金	被保険者の資格を喪失した場合でも、資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日に傷病手当金の支給を受けているか、うけられる状態であれば、被保険者としてうけることができるはずであった期間、引き続き支給を受けることができます。
出産手当金	被保険者の資格を喪失した場合でも、資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日に出産手当金の支給を受けているか、うけられる状態であれば、被保険者としてうけることができるはずであった期間、引き続き支給を受けることができます。
埋葬料(費)	被保険者の資格を喪失した場合でも、資格喪失後3ヵ月以内に死亡した場合、あるいは、傷病手当金や出産手当金の継続支給中に死亡した場合、または、傷病手当金や出産手当金の継続支給を終了後、3ヵ月以内に死亡した場合は、埋葬を行う方が支給を受けることができます。
任意継続被保険者	退職の日まで継続して2ヵ月以上被保険者であった人は、退職後20日以内に申請および初回保険料を納付すると最長で2年間は、引き続き任意継続被保険者として健康保険に加入することができます。 ※事前に健保組合に連絡してください。加入手続等の書類を送付いたします。

【健康保険でうけられないもの】

業務上や通勤途上の原因で病気・ケガをしたとき、美容整形、正常な妊娠・分娩、経済的な理由による妊娠中絶、健康診断など

付 加 給 付

付加給付とは、当健保組合が独自に定めた給付で、それぞれの法定給付にプラスして支給されます。ただし、被保険者の資格を失った後は支給されません。

還 一 元 部 金 負 担 金	被保険者が病気やケガをして保険診療をうけたとき、診療(または調剤)報酬明細書各1件の自己負担額から20,000円を控除した額が支給されます。ただし、高額療養費の支給がある場合は、それを控除した額から20,000円を控除した額が支給されます。 ※(算出額が2,000円未満は不支給とし、100円未満の端数は切り捨て)
付 家 加 族 療 療 養 養 金 費 金	被扶養者が病気やケガをして保険診療をうけたとき、診療(または調剤)報酬明細書各1件の自己負担額から20,000円を控除した額が支給されます。ただし、家族高額療養費の支給がある場合は、それを控除した額から20,000円を控除した額が支給されます。 ※同上
付 療 合 加 養 算 金 高 費 額	同一月に同一世帯で21,000円以上の医療費(レセプト1件につき)を窓口で支払ったものが複数あり合算高額療養費が支給されるとき、合算した自己負担額から合算高額療養費に相当する額を控除した額から、1人につきそれぞれ20,000円を控除した額が支給されます。※同上
付 療 訪 加 養 問 金 看 費 護	被保険者が在宅患者(介護保険受給者除く)で医師の指示により訪問看護を受け、訪問看護療養費が支給されるとき、訪問看護療養費明細書各1件の自己負担額から20,000円を控除した額が支給されます。※同上
付 看 家 加 護 族 療 訪 金 問 費 問	被扶養者が在宅患者(介護保険受給者除く)で医師の指示により訪問看護を受け、家族訪問看護療養費が支給されるとき、訪問看護療養費明細書各1件の自己負担額から20,000円を控除した額が支給されます。※同上
付 一 加 出 金 産 金 育 金 児	1児につき 50,000円 が支給されます。
付 育 家 加 児 族 金 時 出 金 産	1児につき 50,000円 が支給されます。

付加金 （埋葬料）	被保険者が死亡して埋葬料（費）が支給されるとき、 標準報酬月額 の 1ヵ月分 （最高額は500,000円・最低保障額100,000円）が支給されます。
付加金 （家族埋葬料）	被扶養者が死亡して家族埋葬料が支給されるとき、 75,000円 が支給されます。

こんなときはこんな届出を

届出の際に必要な添付書類やその他の届出については、当健保組合ホームページをご覧ください。

加入時に被扶養者となる方がいるとき、加入後に結婚・出産・死亡等で増減があったとき

5日以内

被扶養者（異動）届

保険証を紛失したとき、破損したとき

速やかに

被保険者証再交付申請書
兼 減失届

結婚等により氏名が変更したとき、誤届により氏名の訂正が生じたとき

速やかに

氏名変更（訂正）届

退職後に継続して健康保険に加入する場合

退職後
20日以内

※事前に当健保組合へご連絡ください。

健康保険任意継続
被保険者資格取得申請書

第三者の加害行為による病気やケガをしたとき

速やかに

※事前に当健保組合へご連絡ください。

第三者行為による傷病届

高額な入院・外来診療をうけるとき

速やかに

※事前に当健保組合へご連絡ください。

限度額適用認定申請書

保健事業

保健事業の内容は、原則として毎年度組合会で見直しされます。
詳細については、当健保組合ホームページをご覧ください。

項 目	内 容
生活習慣病予防健診(定期健診)	39歳以下の被保険者・被扶養者対象
特定健康診査・特定保健指導	40歳以上の被保険者・被扶養者対象
婦人生活習慣病予防健診	女性で子宮、乳房検査を希望する方
人間ドックへの補助金支給	40歳以上の被保険者・被扶養者対象 (特定健康診査のどちらか)
インフルエンザ予防接種への補助金支給	被保険者・被扶養者対象
家庭用常備薬のあっせん	被保険者対象
健康相談室	被保険者・被扶養者対象 専用フリーダイヤル0120-417-486 (平日9:00～17:00)
こころとからだの健康相談 「ここから健康サポート24」	被保険者・被扶養者対象 専用フリーダイヤル0120-456-880 (相談料無料)※委託先 保健同人フロンティア 24時間開設・年中無休
医療費通知の実施	年間4回実施
スポーツクラブの利用補助	被保険者・被扶養者対象